

(電子定款の作成代理 発起人→司法書士・行政書士等)

## 委任状

代理人・住所

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の一切の権限を委任する。

- 1 さいたま地方法務局所属公証人 に対して、会社設立のため、原始定款の作成、電子定款認証の請求及び電子定款受領の件
- 2 電磁的記録の保存、同一情報の提供(謄本)の交付請求及び受領の件
- 3 上記各号に関し、復代理人選任の件
- 4 原始定款の内容は別紙のとおり

平成 年 月 日

委任者・住所

氏名

実印

実印(捨印)

- 注1 委任状には実印を押印し、定款をホチキスで綴じ、委任者の実印で割印すること
- 注2 発起人の印鑑証明書(会社の場合は会社の登記事項証明書と印鑑証明書)を提出すること
- 注3 代理人は、運転免許証、印鑑証明書、マイナンバーカード、職印証明書、身分証明書のいずれかを持参すること(書士法人の場合は法人の印鑑証明書又は職印証明書)
- 注4 代理人である司法書士等が公証役場に来られない場合は、公証役場に来ることができる事務所職員を復代理人に選任すること